

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和5年第4回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第119号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (健康福祉局に関する部分)

資料1 議案第119号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和5年8月30日

健康福祉局

## 議案第 1 1 9 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の 制定について

### 1 条例改正の背景

旅館業法の一部改正（令和 5 年法律第 5 2 号）

### 2 条例の主な改正内容

（1）上記 1 に伴い、旅館業を譲渡する場合の営業者の地位の承継についての承認の申請  
に対する審査を手数料を徴収する事務に追加するもの

（2）上記 1 に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの

「第 3 条の 2 第 1 項」 → 「第 3 条の 3 第 1 項」

「第 3 条の 3 第 1 項」 → 「第 3 条の 4 第 1 項」

### 3 施行期日

上記 1 の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行

## 川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(88) <u>旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u>の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 1件につき 7,400円</p>	<p>○川崎市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(88) <u>旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項</u>の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 1件につき 7,400円</p>